

報道発表資料の配付日時 11月1日(水) 15時00分

発表項目 (行事名)	北海道電力七飯発電所の漏水に伴う現地営農支援対策本部会議(第3回)の開催について
概要	<p>渡島総合振興局では、北海道電力株式会社七飯発電所の漏水に伴い発生したかんがい用水不足に関する情報共有を図るため、「北海道電力七飯発電所の漏水に伴う現地営農支援対策本部会議(第3回)」を開催しますのでお知らせします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■日時：令和5年(2023年)11月10日(金)14:00～ ■場所：渡島合同庁舎3階講堂 (函館市美原4丁目6-16) ■内容 <ul style="list-style-type: none"> (1) 七飯発電所かんがい放流設備の復旧方針について (2) 令和5年産水稻の生育状況等について (3) その他

参考					
報道(取材)に当たってのお願い					
他のクラブとの関係	<table border="1" style="border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border: none;">同時配付</td> <td style="border: none;">(場所) 渡島道政記者会</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">同時レク</td> <td style="border: none;"></td> </tr> </table>	同時配付	(場所) 渡島道政記者会	同時レク	
同時配付	(場所) 渡島道政記者会				
同時レク					

担当 (連絡先)	農政部農政課(担当者：豊口) TEL 011-204-5375
-------------	------------------------------------

北海道電力七飯発電所の漏水に伴う現地営農支援対策本部会議設置要領

第1 目的

渡島平野土地改良区管内のかんがい用水確保のために必要な対策や営農技術支援の検討、関係機関における情報共有を図るため、対策本部会議を設置する。

第2 構成

対策本部会議の構成機関は別記のとおりとする。

第3 所掌事項

- 1 かんがい用水の確保等に関する事項
- 2 営農の技術支援等に関する事項
- 3 その他必要な事項

第4 運営

- 1 対策本部会議は渡島総合振興局長が主宰する。
- 2 渡島総合振興局長が認めたときは、構成員以外の者の出席を求めることができる。
- 3 その他対策本部会議の運営等に関し必要な事項は渡島総合振興局長が定める。

第5 事務局

対策本部会議の事務局は、渡島総合振興局産業振興部農務課及び農村振興課に置く。

第6 設置期間

対策本部会議の設置期限は、渡島総合振興局長が必要と認める期間とする。

第7 雑則

この要領に定めるもののほか、対策本部会議の運営に必要な事項は、渡島総合振興局長が定める。

附 則

この設置要領は、令和5年(2023年)6月22日から施行する。

別記

北海道電力七飯発電所の漏水に伴う現地営農支援対策本部会議構成機関

北海道開発局函館開発建設部

函館市

北斗市

七飯町

北海道電力株式会社道南統括支社

北海道農業協同組合中央会札幌支所

ホクレン農業協同組合函館支所

新函館農業協同組合

函館市亀田農業協同組合

北海道農業共済組合みなみ総括センター道南支所

渡島平野土地改良区

北海道渡島総合振興局（産業振興部、函館建設管理部）